平成２３年（フ）第３２号
兵庫県加西市北条町横尾236番地の１
破産者　岡本　健志
１　決定年月日　平成24年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第６４号
兵庫県加東市多井田290番地１　サンハイツ多井田212号、住民票上の住所兵庫県加東市沢部173番地11
破産者　奥田産業こと　奥田　　格
１　決定年月日　平成24年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第８３号
兵庫県神戸市垂水区学が丘２丁目１番400―308号
破産者　キタカミプランニングこと　阿部　俊光
１　決定年月日　平成24年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第６１３号
奈良市百楽園１丁目９―８―10　ビハーラ学園前210号室、開始決定時の住所奈良市鶴舞西町２番16号　エクセルハイツ学園前鶴舞Ａ―316号
破産者　優建築設計事務所こと　上　　宏和
１　決定年月日　平成24年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３９２号
佐賀県佐賀市高木瀬西２丁目15番17号
破産者　小原　孝征
１　決定年月日　平成24年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９４号
佐賀県佐賀市田代１丁目５番14号
破産者　福永　靖司
１　決定年月日　平成24年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７１０号
熊本市山ノ神１丁目５番53号
破産者　村上　良二
１　決定年月日　平成24年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７３０号
熊本市本山町93番地５　ハイムプレジデント102号
破産者　横内　宏幸
１　決定年月日　平成24年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８２５号
熊本市新町２丁目10番１号
破産者　坂本　康彰
１　決定年月日　平成24年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７７号
鹿児島県鹿児島市武１丁目11番４号ｙ＆ｍ武206号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市上荒田町23番３―901号
破産者　滝田　佳奈
１　決定年月日　平成24年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
北海道札幌市中央区南12条西17丁目１番32号ノガーレスⅡ202号、前住所青森県八戸市根城６丁目10番９号
破産者　田仲　秀和
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
青森県十和田市西十六番町29番22―２号
破産者　佐藤　　淳
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第７７号
青森県上北郡おいらせ町新助川原32番地２おいらせ住宅８号室
破産者　前田　弘典
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第８２号
青森県十和田市大字三本木字並木西112番地１
破産者　繁在家悦子
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第９０号
青森県三戸郡五戸町字市川道十文字１番地１斉市荘１号
破産者　木村　和夫
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第９１号
青森県三戸郡五戸町字市川道十文字１番地１斉市荘１号
破産者　木村　公惠
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第８６号
茨城県稲敷市高田51番地３高田テラス２号室、前住所茨城県稲敷市浮島8366番地
破産者　濱田　欣次
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７４号
石川県羽咋市千里浜町ル２―４　フォーレストヒルズ201号、住民票上の住所石川県かほく市七窪ロ37番地１
破産者　澤本　能文
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３０８号
金沢市八日市１丁目70番地４
破産者　竹田　守克
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所